

第2回 カントの『諸学部』をめぐる

・テキストの成立背景

1798年刊。『人間学』と並んで、カントが生前に公表した最後の著作。

初版の諸論文は検閲に遭って発禁処分。

・テキストの全体像

序言……検閲を行ったフリードリッヒ・ヴィルヘルム二世への弁明

第1部 哲学部と神学部との争い→大学論……（今回とりあげる部分）

第1部 付録→宗教論……聖書の解釈を理性批判に委ねる意義を主張。

第2部 哲学部と法学部との争い→カントの歴史哲学……『永遠平和』論（1795）に対するフリードリッヒ・シュレーゲルの書評（1796）に対する応答。人類に進歩の原因を指し示す出来事としての「歴史の徴」→フランス革命がカントに与えた衝撃。Cf. リオタール『熱狂』

第3部 哲学部と医学部との争い→理性や自由意志を介した病の予防や抑制。養生法〔Diatetik〕の原理としてのストア主義。

大学論としての『諸学部』：第1部「哲学部と神学部との争い」について

序論/学部の区分一般

I 諸学部の関係

第1章 上級諸学部の概念と区分

A 神学部の特質

B 法学部の特質

C 医学部の特質

第2章 下級学部の概念と区分

第3章 上級諸学部と下級学部との違法な争い

第4章 上級諸学部と下級学部との合法的争い

・序論（24-5）〔以下頁数は、岩波版カント全集18巻（角忍・竹山重光訳）による〕

学識の全総体を、工場での分業のように取り扱うという考え方。

大学……学問の受託者としての教授が、自治権をもって形成した学問共同体

学部……大学で分野の違いによって区別された下位団体

大学に属さない学者……学会で活動したり、学術愛好家として各々に学識の増大と普及に努める。

学士〔Literat〕（大学修了者〔Studiert〕）……学者〔Gelehrt〕からは区別され、政府の道具として政府の目的のために公職に就く者＝実務家〔Geschäftsleute〕ないし学識の職人。具体的には、聖職者、司法官、医者〔後出の上級学部に対応〕。学士は、学識を学部による検閲〔Zensur〕のもとで公に用いる。公衆に法的な影響力をもち、部分的に執行権をもつので、その学識の運用は、政府から厳しく規制される。

・学部の区分一般（26-8）

三つの上級学部と一つの下級学部→政府による区分

◆カントのいた大学……ケーニヒスベルク大学（1544年創設）との関連

・三つの上級学部〔神学部、法学部、医学部〕……その教説が、国民に強力で持続的な影響力をもつ手

段となるので政府の関心を引く。→ 政府は、上級学部（Superior Faculty）の教説を認可する〔sanktionieren〕権利をもつ。

- 一つの下級学部〔哲学部〕……学問自身の利害関心しかもたない。その教説は、国民の理性に委ねられるのみ。自身の教説にかんして政府の命令から独立しており、命令を出すことはできないがすべての命令を判定する〔beurteilen〕自由をもつ。その自由によってはじめて真理が明らかになる。理性の本性に由来する自由……なにかを真と信じよ、という命令は受け入れられない。「私は信じる」という自由しか受け入れない。
- なぜ「下級」なのか……政府のように命令を出すことはできず、上級学部のように教説によって国民に直接影響を及ぼすことはできないから。権力をもたない。

◆ 国家（政府）と大学の関係についてのカントの基本戦略

→ 国家権力に対して反権力（*contre-pouvoir*）を対置するのではなく、一種の非権力（*non-pouvoir*）、つまり権力とは異質の理性を対置することによって、この権力の限界画定を内側から試みる。

→ 国家理性の検閲に対する純粹理性の検閲、権力の検閲に対する非権力の検閲、メタ検閲の政治

Cf. Derrida, «Chaire vacante», p. 351; 『他者の言語』178-9 頁。

・ I 諸学部の関係

第 1 章 上級諸学部の概念と区分 (29-32)

政府の目的……以下の三つの動機にそくした国民への影響力

- 1 各人の永遠の〔*ewig*〕幸せ……内面の思想への影響→ 神学部
- 2 社会の成員としての市民的な〔*bürgerlich*〕幸せ……法的規制→ 法学部
- 3 身体的な幸せ〔*Leibeswohl*〕（長寿と健康）……延命→ 医学部

上級学部の教説……政府から委託されたものとして、文書〔*Schrift*〕にもとづく、規約〔*Statut*〕を含む。規準〔*Kanon*〕としての法典〔*Gesetzbuch*〕。

規約のあり方……神学者→聖書／法学者→国法／医者→医療法規

A 神学部の特質 (32-33)

神学者……神が聖書を通して語ったということ（聖書の起源の神的性格）が大前提。聖書理解は、聖霊〔*Geist*〕によって超自然的に開示される。恩寵の働きに与る。

B 法学部の特質 (34-35)

法学者……政府の官吏として、公に与えられ認可された法典にみずからの根拠を求める。法令そのものが正しいかどうかは問題にならない。

法典に介在する解釈者……裁判官、法律委員会、立法者。法典は、経験的な変化を蒙る。神学者とは違う点。

C 医学部の特質 (35-37)

医者……自然の学問から導き出された技術にもとづく、技術者〔*Künstler*〕

医療法規の本質……医者が何を為すべきか（自然本性から導かれる治療法）というよりも、何を為すべきでないかを定める。公共の快適さのために、医者を配置し、公共の安全のために、にせ医者を排除する。医療の警察を担う。政府は、自然の学問にもとづく医者の学説には介入しないが、薬局と病院施設を通じ、実務家としての医者の公的実践を促進する。

第 2 章 下級学部の概念と区分 (37-40)

なぜ下級学部として哲学部がなければならないか？

公に講述されるべき教説が真であるかどうかを判定し保証しなければならない。この真理（学識一般の本質的で第一の条件）について、自律によって判断する能力、自由に（思考一般の原理にそくして）判断する能力こそは理性である。政府の立法のもとにあるのではなく、理性の立法のもとにのみある、そのような部局が、哲学部である。

哲学（部）の謙虚さ……たんに自由であることしか望まず、しかも、たんにあらゆる学問の利益のた

めに真理をつきとめ、これを上級学部が随意に使えるよう差し出すことしか望まない謙虚さ
哲学部……歴史的認識の部門（自然学、歴史、地理、言語知識、人文学）と純粋な理性認識の部門（純
粋数学、純粋哲学すなわち自然および道徳の形而上学）。哲学部は、人間的知識のあらゆる部分に
及ぶが、すべてを内容としてもつわけではなく、学問の利益を意図してそれを検証し批判する。
→教説の真偽を検証するために、あらゆる教説を自由に取り上げることができる（批判の無条件性）。
上級学部にとっての効用……上級学部が（みずからよりよく教化されて）官吏をますます真理の軌道
に導き入れるようになり、そうすると官吏のほうでも、みずからの義務についてよりよく啓蒙され
て、講述内容を柔軟に変更することが可能になる。

◆ 哲学部のトポロジ

哲学部は、一方で下級学部として歴史的認識の部門と純粋な理性認識の部門をもち、上級学部に対立する
特定の場所を占める。他方で、批判的理性を行使する無条件な権利をもつという点で、学問の全領域を
覆う。→ひとつの場所と、遍在性という非場所の二重性。

Cf. 「内側に陥没したポケット [poche invaginée]」 (Demida, « Mochlos », p. 430)

しかしそのように二重化した哲学部をどのように大学という制度のうちに定着したらよいか。理性の制
度としての大学はいかに可能なのか。→哲学部につきまとう根本的なアポリア

Cf. ビル・レディングズ『廃墟のなかの大学』79頁。

◆ シェリングの批判 Cf. 『学問論』102頁

カントが哲学を他の諸学部と同様にひとつの有限な学問とみなした点を批判。哲学が根本的に自由にして
無条件な知的活動であるかぎり、哲学部のような大学の制度は存在しえない。哲学部のようなものは、
本質的に哲学たりえない。

→大学から哲学を放逐するのではなく、哲学の場所を、大学のあらゆる場所に承認させようとする試み。

Cf. デリダ『他者の言語』202頁。哲学による「国家の全体主義的な絶対化」の問題。

第3章 上級諸学部と下級学部との違法な争い (40-44)

学問上の争いが違法 [gesetzwidrig] であるとき……実質 [Materie] か形式 [Form] かのいずれか。

・実質の場合……公の命題について判断を下すことが許されていないとき

・形式の場合……論争相手の判断を策略（買収など）や暴力（脅迫）を使って規定しようとするとき

上級学部は、国民の幸福を促進するという目的に対して、死後幸福であること（神学部）、法的な保
証があること（法学部）、生それ自体の自然的享受（健康と享受）をもたらすこと（医学部）をもっ
て国民に影響力を及ぼす。上級学部につらなる実務家たち（聖職者、司法官、医者）は、みずからの
教説が国民に対してもつ（しばしば迷信による魔術的な）影響力をあてこんで、学問の洞察から生じ
た理論的産物ではないもの（傾向性や主観的動因や私的意図）によって、みずからの教説を振り曲げ
たり流布したりする。

哲学部は、そのような実務家の教説に公衆が迷信的にみとめている魔術的な力と争い、それを斥けよ
うと試みる。しかし、そのように生じる上級学部と下級学部の争いは、違法である。というのも、こ
の場合上級学部は、みずからの教説を学問として扱うことなく、理性の立法による吟味と批判の可能
性を受け入れることすらしていないからである。このとき、当の教説が、法として公に講述されるべ
きものでさえないという点で、もし政府がそれに認可を与えるならば、政府は理性そのものに反する
ことによって、哲学部を全滅させるのみならず、みずから死の危険を招くことになる。

第4章 上級諸学部と下級学部との合法的争い (44-48)

政府の認可を得た上級学部の教説は、内容にかかわらず、それ自体は尊重されるべきであるとしても、
理性に照らして真であるとはかぎらない。教説を理性の関心に即して公に吟味する自由をもつのは哲
学部のみであるから、ここに、上級学部と下級学部との不可避の争いが生ずる。しかしこれは合法的
争いである。公に述べられ原則として立てられるすべてが真であるよう留意することが、下級学部の

権能〔Befugnis〕であるのみならず、義務〔Pflicht〕でもあるからだ。
そのから生じる合法的な争いは、以下の原則をもつ。

(1) この争いは、意見が異なるもの同士が歩み寄って可能になるような、たんなる和解や合意の対象ではない。それはたんに調停すべきものではなく、理性という裁判官が、真理を公に呈示することとして判決を下すべき争いである。

(2) 政府が上級学部の教説に認可を与えるところの規約は、つねに誤謬の危険に晒されているために、哲学部は、真理の保護を担う義務をもつ点において、真理を脅かす危険に対する武装をけっして解くことができないままにとどまる。

(3) 政府が認可した教説の誤謬が正されても、政府の尊厳は損なわれることはない。政府は、教説の内容そのものには介入しない。上級学部は、政府の目的（国民の福祉）にかなうよう、自身の教説を、実務家（聖職者、司法官、医者）たちを通じて市民共同体に広める。しかしその教説の真偽にかかわることは、諸学部は、学者共同体のなかでのみ解決を図ろうとする。

学識の議会のメタファー……上級学部が政府の規約を弁護する（右翼）／下級学部（哲学部）が反対党派としてそれについて厳密な吟味を行ない、異論を唱える（左翼）

→ 反対党派が厳密な吟味を通じて異論を唱えなければ、政府は、自分自身にとって有益であったり不利益であったりすることについて十分な教示が得られなくなるだろう。

(4) 諸学部の争いが合法であれば、市民共同体と学者共同体は、次のような格律において一致する。つまり、最後には、政府の意志によって公の判断の自由に加えられる一切の制限からの解放を準備するという格律において。そうすれば、いつかは下級学部が上級学部になるに至るかもしれない。これは、下級学部が権力をもつという意味ではなく、権力をもつ者（政府）に助言をするという意味である。かくして、政府はみずからの目的を達成するためのよりよい手段を、自分自身の絶対的権威によりは、哲学部の自由から政府のために生まれてくる洞察のほうにみとめるだろう。

◆ 問題提起——デリダの議論を出発として

- 大学における「*mochlos*」とは？
- 「哲学をすること」の教育とは？……教育内容なき教育、教育の純粹形式の教育
「哲学はけっして学ぶことができない。理性に関しては、たかだか哲学することを学ぶうるにすぎない」（『純粹理性批判』 「純粹理性の建築術」）の解釈をめぐる。

■ 文献

»Der Streit der Fakultäten«, *Immanuel Kant Werkausgabe*, Bd. XI: Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik, 1. Hrsg. Wilhelm Weischedel (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1968).

「諸学部の争い」角忍・竹山重光訳、『カント全集 18——諸学部の争い・遺稿集』岩波書店、2002年。

「学部の争い」小倉志祥訳、『カント全集 13——歴史哲学論集』理想社、1988年。

Logomachia: The Conflict of the Faculties, ed. Richard Rand, (Lincoln & London: University of Nebraska Press, 1992).

Jacques Derrida, *Du droit à la philosophie* (Paris: Galilée, 1990).

ジャック・デリダ『他者の言語』高橋允昭編訳、法政大学出版局、1989年。

シェリング『学問論』勝田守一訳、岩波文庫、1957年。

カール・ヤスパーズ『大学の理念』森昭訳、『ヤスパーズ選集 2』理想社、1955年。

ビル・レディングズ『廃墟のなかの大学』青木健・斎藤信平訳、法政大学出版局、2000年。

牧野英二「カントの大学論——『諸学部の争い』の現代的射程」『遠近法主義の哲学』弘文堂、1996年、222-244頁。